

「農協改革」に関する意見書

政府は今年6月に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂した。JAグループの自己改革を前提に、農協の事業や組織の在り方、中央会の新たな組織への移行など、幅広い提言が盛り込まれた。

また、本年11月12日には、規制改革会議の「農業協同組合の見直しに関する意見」において「准組合員の事業利用制限の導入」、「全農の株式会社化」、「中央会の一般社団法人化」の早期実現を提言された。

これに対し、農業者などからは、JAグループ組織の解体につながるのではないかと懸念や、各地のJAが取り組む総合事業の分断による営農、生活支援に対する影響などを不安視する意見が出されている。

JAは農業振興のみならず、総合農協であるからこそできる公共性、地域密着性といった生活インフラ機能も担い「食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合」として欠かせない存在になっている。こうした現状を鑑みると、今後、農協改革を進めるに当たり、JAグループが、これまで地域で果たしてきた役割や現場での取組を正當に評価した上で、JAグループの自立的改革を強く後押しすることが必要と考える。

よって、政府におかれては、農協改革について下記の事項を十分に踏まえ対応されることを強く要望する。

記

- 1 農業者の相互扶助を目的として自主的に設立された協同組合である農協の改革については、あくまでも農家、組合員、組織の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正などにおいては拙速な対応を行わないよう、特段の配慮をすること。
- 2 これまでJAが担ってきた農業振興機能や地域社会のインフラを支える機能が失われることのないよう、地域でJAが果たしている役割や地域事情に十分留意し、JAの自主性が尊重され、地域の振興や生活に混乱を招かない改革とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年(2014)12月18日

出雲市議会